

防音工事助成申請書 資料作成の手引き

令和元年 8 月

東京都建設局
道路管理部管理課

【はじめに】

防音工事助成制度は、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（沿道法）」に基づき、道路管理者が道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道において行う防音対策に関する助成制度のひとつです。

東京都は、沿道法により道路交通騒音に強いまちづくりを目指し、住宅の防音構造化を進め室内の静穏を確保するために、環状七号線、環状八号線、笹目通り、中原街道沿道における対象区域の住宅について、防音工事費の一部を助成しています。

この資料は、はじめて改良工事の防音工事助成を受けようとする住民の皆様や、はじめて防音工事を行おうとする工事業者の方などのために役立つよう作成したものです。防音工事助成申請のための一連の資料について、それぞれの資料作成例を含む手引きとなります。

本手引きが、防音工事助成の手続きに有効に活用され、お役に立ちましたら幸いです。

【資料作成上のお願い】

- (1) 申請書の添付書類は本手引きの3ページに記載してある順番でまとめ、左側で綴じてください。
- (2) 申請書の内容により、必要な書類の追加、記載内容の修正等を行って頂くことがありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
- (3) 本手引き記載の各項目にご留意のうえ、必要事項等記入し、区役所の窓口へ提出してください。
- (4) 修正液・修正テープ、砂消しゴム等は使用不可です。修正を行う場合は二重線で該当箇所を消し、訂正印を押してください。

【事前打合せのお願い】

- (1) 東京都の防音工事（助成申請）を初めて行う施工業者に依頼される場合、事前に東京都の担当者との資料の作成方法等についての打合せを行うようよろしくお願いいたします。
（来庁される際には、事前に下記担当までご連絡をよろしくお願いいたします）

【申請後の手続きについて】

- (1) 申請書類が区役所から東京都に送付されてから契約の準備が整う（助成金額の決定）まで、しばらく審査の為のお時間をいただきます。契約の準備が整い次第、申請者もしくは委任者の方へ東京都よりご連絡を差し上げます。
- (2) 助成契約の締結は、東京都庁（第二本庁舎 7階南側）にて行います。
契約締結の際には以下のものが必要となりますので、忘れずにご持参ください。
 - ・ 実印（印鑑登録証明書と同じもの）
 - ・ 助成金をお振込する銀行の口座番号等の分かるもの（預金通帳等）
- (3) 助成契約前の工事着手はできませんので、ご注意ください。

本手引き及び助成制度に関して何かご不明点等ありましたら、下記の問合先までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

令和元年8月

東京都建設局 道路管理部管理課 沿道整備担当

[場 所] 東京都庁第二本庁舎 7階南側（東京都新宿区西新宿2-8-1）

[問合先] 03-5320-5279（直通）

【改訂経緯】

- H26.11 マンション管理組合の代表者（理事長）による一括申請に伴う添付書類一覧を追加しました（p3-4）。
- H31.4 担当部署名、必要書類の一部変更等に伴う修正を行いました。
- R1.8 日本産業規格の適用に伴う修正を行いました。

防音工事助成申請書 作成の手引き

【目次】

① はじめに	P. 01
② 助成申請資料一覧（チェックリスト）	P. 03-04
③ 防音工事助成申請書の作成例	P. 05-06
④ 添付資料各種の作成例	P. 07-25
(1)-1：図面（平面図）	P. 07
(1)-2：図面（立面図）	P. 08
(1)-3：図面（展開図・建具表）	P. 09
(1)-4：図面（サッシ詳細図1）	P. 10
(1)-5：図面（サッシ詳細図2）	P. 11
(2)-1：見積書（表紙）	P. 12
(2)-2：見積書（内訳書）	P. 13
(2)-3：見積明細書（仮設工事）	P. 14
(2)-4：見積明細書（建具工事）	P. 15
(2)-5：見積明細書（空調設備工事）	P. 16
(3)-1：サッシメーカー（代理店）見積書	P. 17
(3)-2：製品カタログの写し	P. 18
(4)：防音サッシ等の試験成績証明書写し	P. 19
(5)-1：写真帳（表紙）	P. 20
(5)-2：写真帳（撮影方向図）	P. 21
(5)-3：写真帳（作成例）	P. 22
(5)-4：写真帳（撮影要領）	P. 23
(6)～(10)：公共機関による証明書類、賃貸借契約書、建設業許可の写し	P. 24
(11)：委任状	P. 25
⑤ 参考資料	P. 26-32
(参考A)：標準工事の手引き	P. 26
(参考B)：積算の手引き	P. 29
(参考C)：申請図面作成要領	P. 31
(参考D)：防音工事助成の手順	P. 32

防音工事助成 申請資料一覧

下記留意事項等に基づき、資料の作成をよろしくお願いいたします。

◆防音工事助成申請書

- 実印を押印してください。
- 氏名は漢字等を略字にしたりせず、印鑑登録証明書記載の氏名を記入してください。

◆添付資料

□(1) 図面

- 申請書に綴じ込んでください。（図面がA4サイズ以上の場合はA4に折り込んでください。）

□(2) 工事見積書

- 工種ごとに「数量×単価＝金額」で見積りを行い、一式計上は原則しないください。
- 賃貸住宅等で所有者が申請する場合、複数世帯（住戸）を同時に申請する場合は、世帯ごとに見積書を作成し、総括表で合算してください。
- 単価については定期刊行物等を参考に、工事の内容、施工条件等を勘案して適正に定めてください。なお、見積書はあくまで東京都の審査に使用するものです。

□(3) カタログ写し・価格表・サッシメーカー見積書 等

- 見積価格の根拠のため、防音サッシ、防音ドア、エアコン、換気扇等のカタログ写し（メーカー価格根拠資料）を添付してください。
- 添付する資料は、カタログ表紙及び該当ページの写しのみで大丈夫です。

□(4) 試験成績証明書の写し

- 防音サッシ、防音ドアについて、所定の遮音性能を有することを証明する資料として、① 東京都試験機関（A類・B類）登録簿にある機関、② JASの登録認証機関又は ③ JNLAの登録試験事業者等の公的な認定・登録を受けた機関による試験成績証明書の写しを添付してください。防音工事助成における遮音性能の基準は、T-2（30等級）以上としております。

□(5) 写真

- 工事対象箇所（開口部、壁等）の写真（内部及び外部より撮影したもの）をA4サイズのアルバムとし、説明を記入してください。
- 既存に雨戸や網戸がある場合は、その存在が分かるように互い違いにするなどして撮影してください。

□(6) 住民票謄本（発行後3ヶ月以内のもの）【騒音調査申込時から内容に変更がない場合は提出不要です】

- 居住者全員の住民票（続柄等記載されているもの）を添付してください。

□(7) 建物登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの）【騒音調査申込時から内容に変更がない場合は提出不要です】

- 所有権保存時の住所と現住所が同一になっているか確認してください。
- 未登記の場合には、固定資産（家屋）評価証明書を提出してください。（都税事務所で発行しています。）
- 管理組合申請の場合には、申請住戸ごとの登記事項証明書のほか、一棟全部の登記事項証明書の添付でも構いません。

□(8) 印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

□(9) 賃貸借契約書の写し

- 所有者と居住者が異なる場合には添付してください。書面で賃貸借契約を締結していない場合については、所有者が居住者へ賃貸している旨を示す証明書を作成し、添付してください。（親子関係等は戸籍謄本で代用可）

□(10) 建設業許可の写し

- 施工業者が建設業法第3条第1項に基づく許可を受けていることを証する書面の写しを添付してください。

□(11) 委任状 【施工業者等に助成申請の事務手続きを委任される場合は添付してください】

□(12) その他

□(a) 承諾書 【騒音調査申込時から内容に変更がない場合は提出不要です】

- 貸主が申請する場合は借主の承諾書を、借主が申請する場合は貸主の承諾書を添付してください。また、住民票上の別世帯が同居している場合は各世帯ごととなります。（世帯主の承諾書が必要です。）
- 管理組合申請の場合は、工事住戸全ての所有者及び借主の承諾書を添付してください。
- 所有者が複数の場合は、共有者全員の承諾書を添付してください。



(b) 住宅居住者一覧表 [1世帯(1住戸)のみの助成申請の場合は提出不要です]

- 賃貸住宅の所有者や分譲マンションにおける管理組合の代表者が申請する場合で、複数の世帯を同時に申請する場合は、住宅居住者一覧表により世帯ごとの居住者名を全て記入してください。

(c) その他 関連資料

- 申請内容に応じて、その他資料を求めることがあります。(既設エアコンが製造後10年以上経過したことを証明する資料など)

(管理組合の代表者(理事長)による申請の場合)

管理組合の代表者(理事長)による申請の場合は、上記(1)～(12)に加え、以下の資料を添付して下さい。

(13) 申請者が管理組合の代表者であることを証明する書類 [騒音調査申込時から内容に変更がない場合は提出不要です]

- 理事長選任時の総会の議事録原本(議長及び組合員の押印があるもの)の写し等を添付してください。

(14) 防音工事の実施を総会等で決議したことが分かる書類

- 総会等において、防音工事を行うことの合意が得られていることが分かる書類(議長及び組合員の押印があるもの)等を添付してください(原本の写しでも可)。

(15) 管理組合同約が分かる書類

- 原本(議長及び組合員の押印があるもの)の写しを添付して下さい(開口部等の改修にかかる部分の抜粋でも構いません)。

(16) 法人全部事項証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) [法人格を持たない場合、騒音調査申込時から内容に変更がない場合は提出不要です]

- 管理組合が法人登記されている場合は、登記簿謄本の添付を提出してください。

(共有建築物の代表者による申請の場合)

共有建築物の代表者による申請の場合は、上記(1)～(12)に加え、以下の資料を添付して下さい。

(13) 法人全部事項証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) [法人格を持たない場合、騒音調査申込時から内容に変更がない場合は提出不要です]

- 申請者が法人の場合は、登記簿謄本の添付を提出してください。

(参考)騒音調査 申込資料一覧

騒音調査申込時には、以下の資料の作成をよろしくお願いいたします。

◆騒音調査申込書

- 押印は実印以外の印鑑でも構いません。
- 氏名は漢字等を略字にしたりせず、印鑑登録証明書記載の氏名を記入してください。
- 裏面に住宅の間取り及び室名、沿道整備道路からの住宅の位置を記入してください。

◆添付資料(3ページ及び4ページの通し番号に書かれた各項目の内容を参照してください。)

(6) 住民票謄本 (発行後3ヶ月以内のもの)

(7) 建物登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの)

(12) その他

- (a) 承諾書
- (b) 住宅居住者一覧表 [1世帯(1住戸)のみの助成申請の場合は提出不要です]
- (c) その他 関連資料

(管理組合の代表者(理事長)による申請の場合)

管理組合の代表者(理事長)による申請の場合は、上記に加え、以下の資料を添付して下さい。

(13) 申請者が管理組合の代表者であることを証明する書類

* 防音No.

* 騒音No.

防音工事助成申請書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

東京都知事 殿

下記の特定住宅について、防音工事助成を受けたいので関係書類を添えて申請します。

申請者	住所	東京都〇〇区〇〇町x-xx-xx □□マンション△△号室		電話	03-xxxx-xxxx		
	フリガナ	トウキョウ タロウ		Eメール	tokyotaro@xxxxx.xxx.jp		
	氏名	東京 太郎		連絡(備考)	平日午前中であれば連絡可能		
助成を受けたい特定住宅(*1) の所在地(住居表示)				東京都〇〇区〇〇町x-xx-x 〇〇マンション 〇〇号室			
助成を受けたい特定住宅 の所在地(登記)				東京都〇〇区〇〇町〇丁目xxxx 番地 xxxx			
構造・階数		鉄筋コンクリート 造 5 階建		申込者の形態		所有者 居住者	
築年月		昭和60年7月 建築					
助成希望室数		3階 3室・ 階 室		居住世帯数		1 世帯	
		階 室・ 階 室		居住人数		3 人	
居住者	氏名		氏名				
	東京 太郎		—		—		
	東京 和子		—		—		
東京 一郎		—		—			
工事業者	住所	東京都〇〇区〇〇町x-xx-xx		電話	03-xxxx-xxxx		
	会社名	株式会社 〇〇工務店		担当者	防音 次郎		

- 添付書類
- 1 図面（平面図、建具表、展開図、断面詳細図）
 - 2 工事業者の見積書（鋼装建具等の見積書）及びカタログ、試験成績証明書
 - 3 工事対象部分の写真（内部及び外部から撮影したもの）
 - 4 居住者の住民票（発行後3箇月以内のもの）
 - 5 建物登記簿謄本。ただし未登記の場合は固定資産（家屋）評価証明書（発行後3箇月以内のもの）
 - 6 印鑑登録証明書（発行後3箇月以内のもの）
 - 7 賃貸借契約書の写し（アパート等の場合）
 - 8 建設業許可の写し
 - 9 その他必要と認めるもの（立面図、承諾書、住宅居住者一覧表等）
- (注) ① 事務所・店舗・倉庫等は対象外となります。
② 上記添付書類4「住民票」及び5「建物登記簿謄本等」は、騒音調査申込書に添付したものと記載内容に変更が無い場合、添付を省略できます。

(*2)

区(市) 審査欄

受付年月日	建築条例との適合	審査担当者(所属・氏名)
-------	----------	--------------

(*1) 申請者の現住所と異なる場合に記入してください。

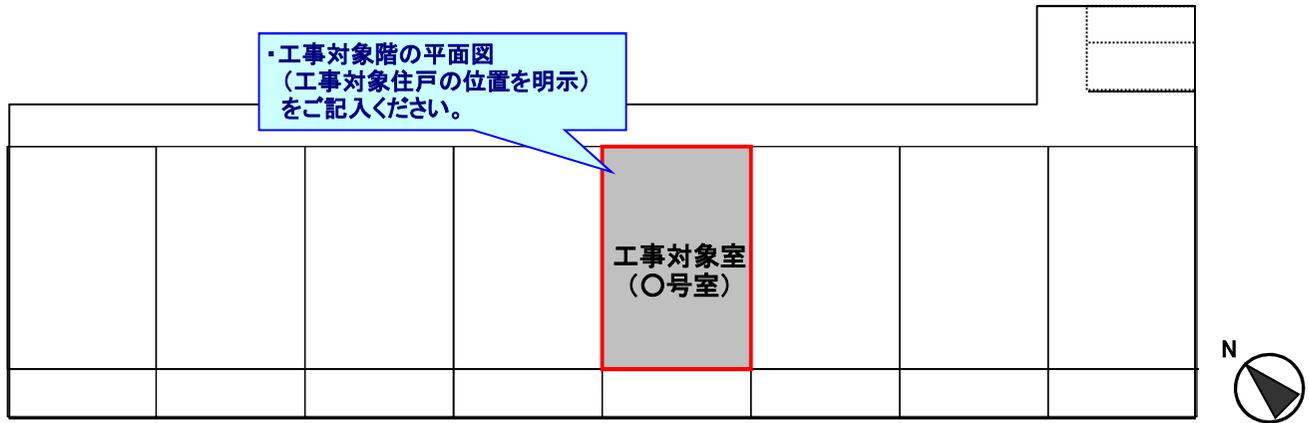
5 (*2) 記入しないでください。

【記入例】

防音工事内訳書

工事種別	工事内訳	数量
仮設工事	墨出、内部足場、養生整理・清掃後片付け	
外壁工事	—	
内壁工事	—	
建具工事	<ul style="list-style-type: none"> ・AW-1:〇〇社〇〇型防音サッシ ・AW-2:〇〇社〇〇型防音サッシ ・SD-1:〇〇社〇〇型防音ドア 	2 1 1 台
空調工事	〇〇社xx-xxxx(2.2kw) <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> ・見積書と同様に工種に分け、各工事内容(概要)をご記入ください。 </div>	1 台
電気工事	—	
その他	—	

平面図



・工事対象階の平面図
(工事対象住戸の位置を明示)
をご記入ください。

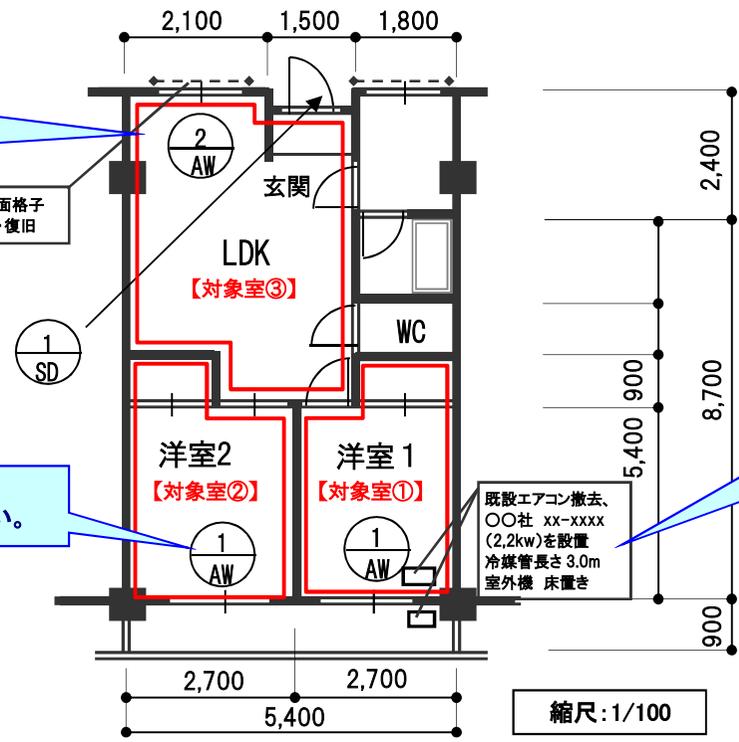
縮尺: 1/200

3階平面図

・工事対象室を朱線で明示の上、
室名及び対象室番号をご記入ください。
(※騒音調査の結果と一致させて下さい)

・サッシ以外の工事内容についても
引出線等により記載してください。

・工事対象箇所(開口部等)の
サッシ番号等を明示してください。



・空調工事を行う場合、
エアコンのメーカー、型番、出力、
冷媒管長さ、室外機の置き方(床置き、天吊り)、
新設穴開けの有無を明示してください。

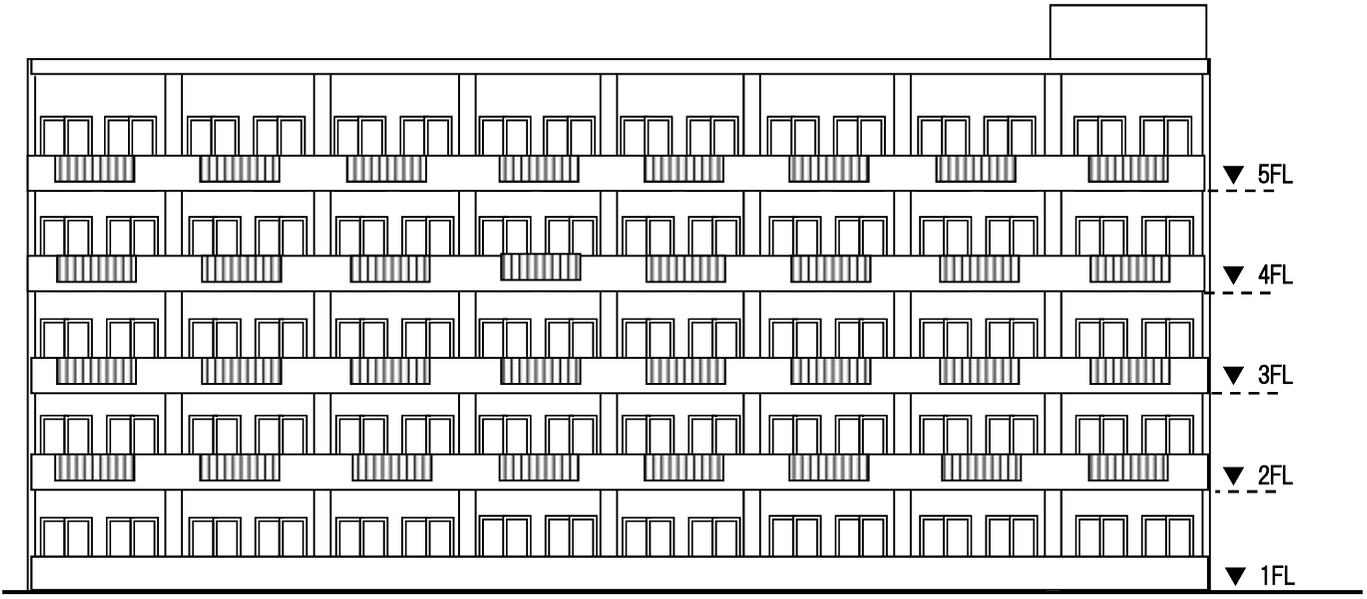
・電気工事を行う場合も、新設コンセントの有無等、
詳細を明示してください。

・外部仮設工事を行う場合、
立面図の作成を別途お願いすることになります。
作成に当たっては、東京都担当者にご相談ください。

縮尺: 1/100

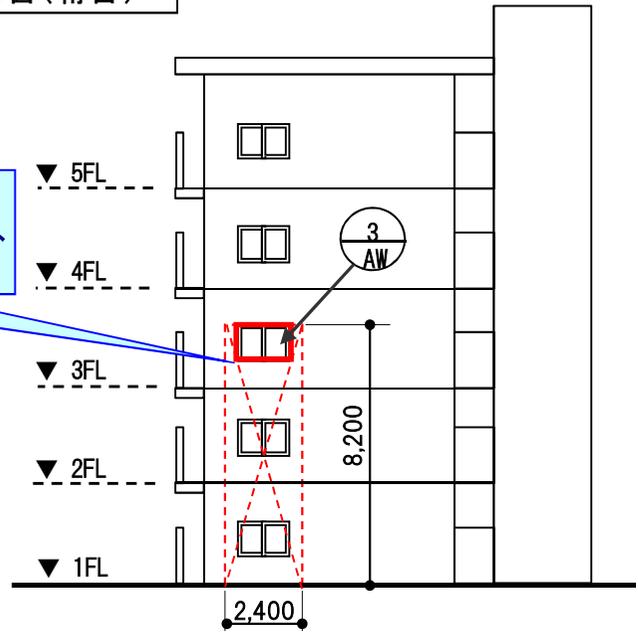
株式会社 ○○工務店 (会社名)	承認	検査	作図	工事名称	図面名	縮尺(用紙)	図面番号
	○	○	○	○○マンション 〇号室 防音工事	平面図	(A3)	1/5

立面図



立面図(南面)

・外部仮設工事を行う場合、
工事対象箇所(開口部等)と、外部足場の見附を明示し、
その寸法を記入してください。

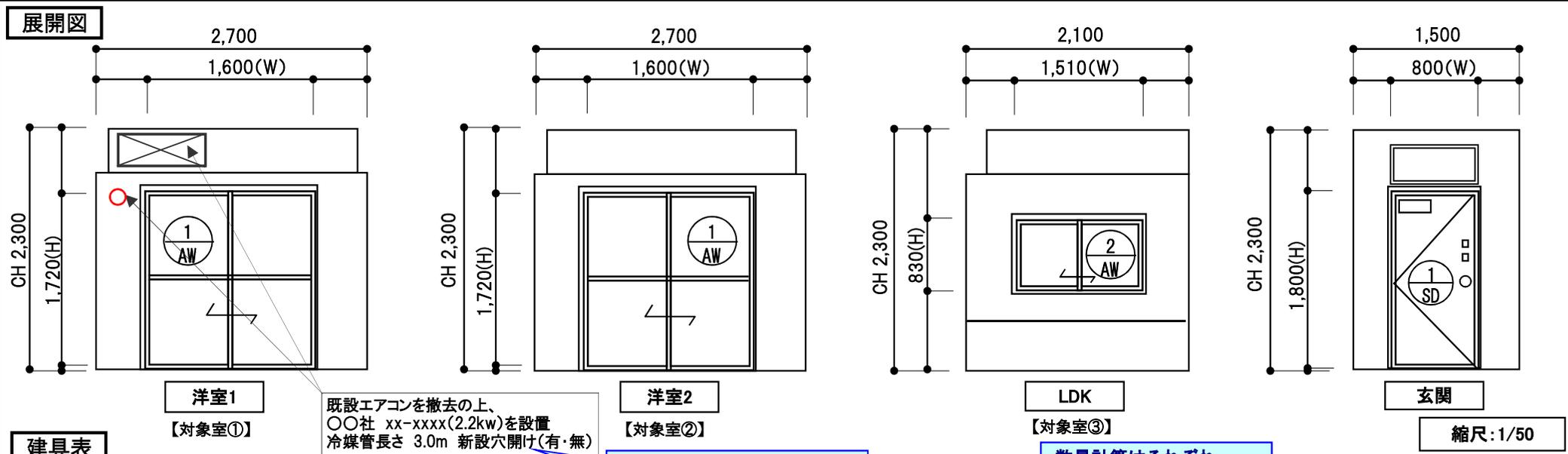


立面図(東面)

縮尺: 1/200

株式会社 ○○工務店(会社名)	承認	検査	作図	工事名称	図面名	縮尺(用紙)	図面番号
	○	○	○	○○マンション ○号室 防音工事	立面図	(A3)	2/5

(1)-2: 図面(立面図)



建具表

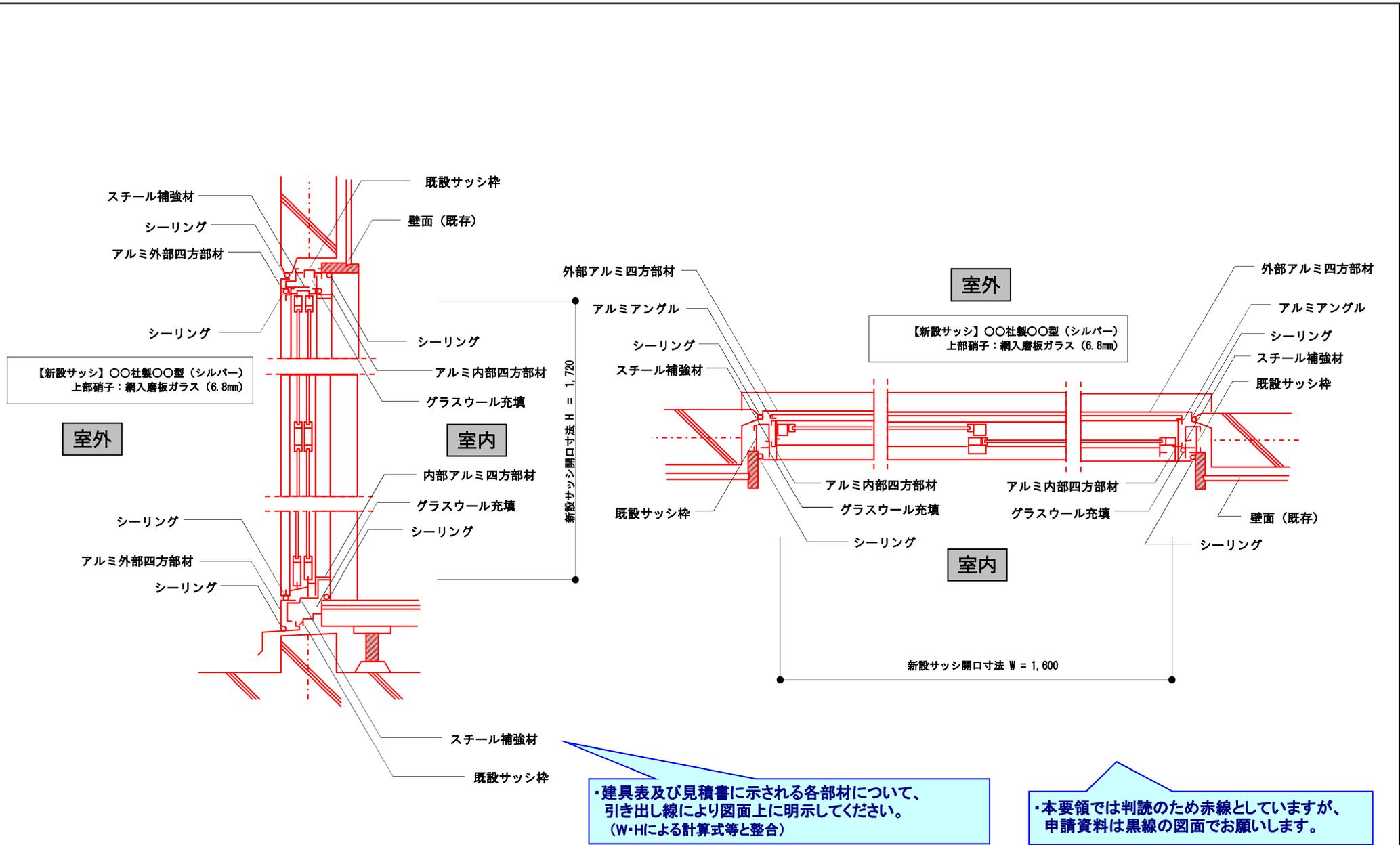
既設エアコンを撤去の上、
 ○○社 xx-xxxx(2.2kw)を設置
 冷媒管長さ 3.0m 新設穴開け(有・無)

・新設穴開けを行う場合、
 径の大きさも明示してください。

・数量計算はそれぞれ
 小数第二位未満切捨て
 により算出してください。

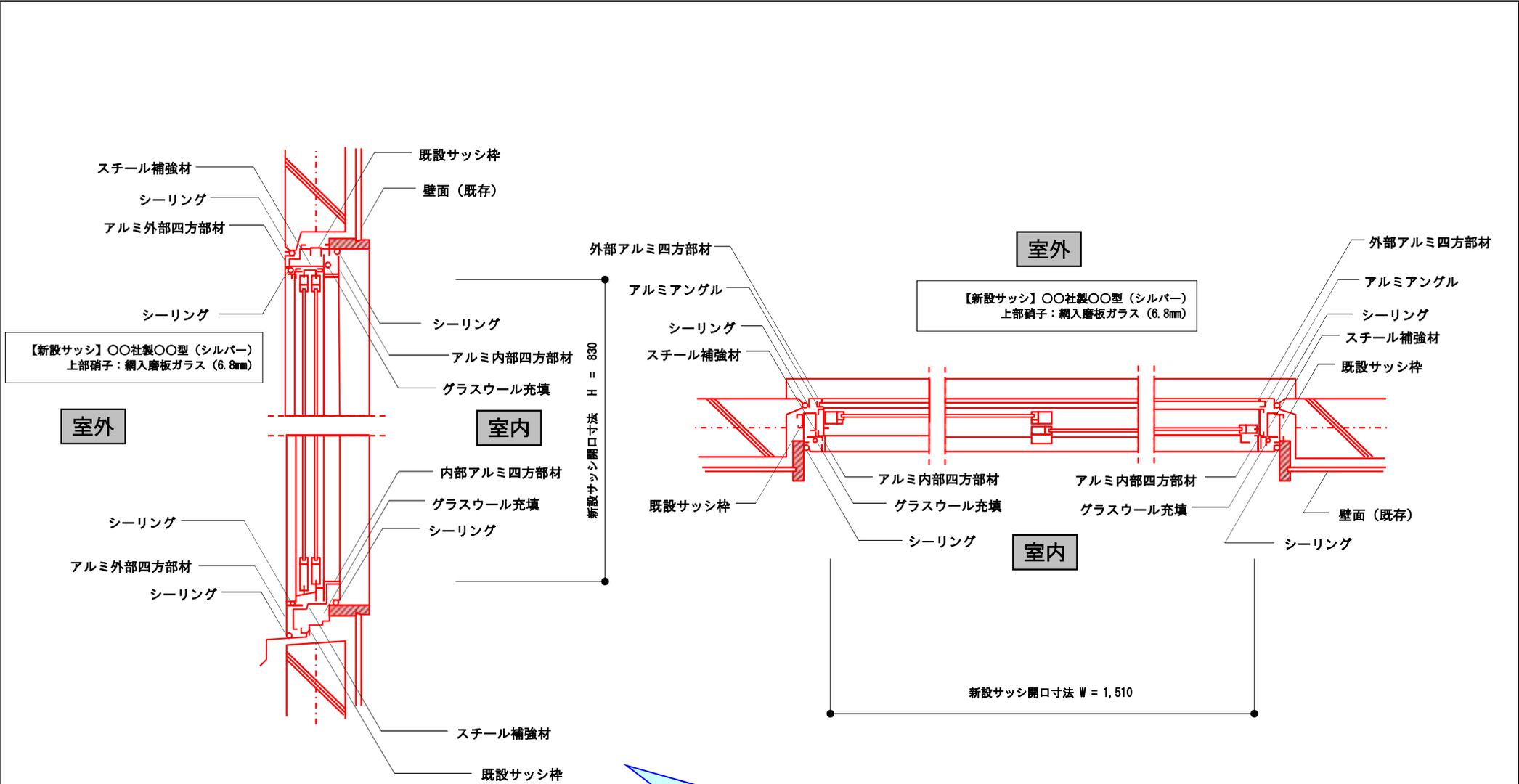
記号	① AW		② AW		① SD		数量計
	[AW-1]		[AW-2]		[SD-1]		
サッシ種類	○○社 ○○型防音サッシ (カバー工法)		○○社 ○○型防音サッシ (カバー工法)		○○社 ○○型防音ドア		-
設置箇所	【洋室1】 1箇所	【洋室2】 1箇所 計 2箇所	【LDK】 1箇所	計 1箇所	【玄関(LDK)] 1箇所	計 1箇所	・サッシ 3 ・ドア 1
ガラス	[上] 網入磨板ガラス(6.8mm) 1.60×1.72/2 = 1.37㎡	2.74㎡	-	-	-	-	2.74 ㎡
	[下] 網入型板ガラス(6.8mm) 1.60×1.72/2 = 1.37㎡	2.74㎡	網入型板ガラス(6.8mm) 1.51×0.83 = 1.25㎡	1.25㎡	-	-	3.99 ㎡
ガラスシーリング	4W+4H = 4×1.60+4×1.72 = 13.28m	26.56m	2W+4H = 2×1.51+4×0.83 = 6.34m	6.34m	-	-	32.90 m
アルミ外部四方面材	2W+2H = 2×1.60+2×1.72 = 6.64m	13.28m	2W+2H = 2×1.51+2×0.83 = 4.68m	4.68m	-	-	17.96 m
アルミ内部四方面材	2W+2H = 2×1.60+2×1.72 = 6.64m	13.28m	2W+2H = 2×1.51+2×0.83 = 4.68m	4.68m	-	-	17.96 m
スチール補強材	2W+2H = 2×1.60+2×1.72 = 6.64m	13.28m	2W+2H = 2×1.51+2×0.83 = 4.68m	4.68m	-	-	17.96 m
アルミアングル	2H = 2×1.72 = 3.44m	6.88m	2H = 2×0.83 = 1.66m	1.66m	-	-	8.54 m
スチール内部三方枠	-	-	-	-	W+2H = 0.8+3.6 = 4.40m	4.40m	4.40 m
スチール曲物下地	-	-	-	-	2W+2H = 1.6+3.6 = 5.20m	5.20m	5.20 m
シーリング	6W+4H = 6×1.60+4×1.72 = 16.48m	32.96m	6W+4H = 6×1.51+4×0.83 = 12.38m	12.38m	4W+4H = 3.2+7.2 = 10.40m	10.40m	55.74 m
グラスウール充填	2W+2H = 2×1.60+2×1.72 = 6.64m	13.28m	2W+2H = 2×1.51+2×0.83 = 4.68m	4.68m	W+2H = 0.8+3.6 = 4.40m	4.40m	22.36 m
仮設(墨出・足場・片付)	W×1.00m = 1.60×1.00 = 1.60㎡	3.20㎡	W×1.00m = 1.51×1.00 = 1.51㎡	1.51㎡	W×1.00m = 0.80㎡	0.80㎡	5.51 ㎡
既存建具撤去	W×H = 1.60×1.72 = 2.75㎡	5.50㎡	W×H = 1.51×0.83 = 1.25㎡	1.25㎡	W×H = 0.80×1.80 = 1.44㎡	1.44㎡	8.19 ㎡
既存建具処分	W×H = 1.60×1.72 = 2.75㎡	5.50㎡	W×H = 1.51×0.83 = 1.25㎡	1.25㎡	W×H = 0.80×1.80 = 1.44㎡	1.44㎡	8.19 ㎡

株主	・使用する各部材や作業等の数量等について、 W・Hの数値等により算出してください。 (※計算間違い等の無いようご注意ください)			承認	検査	作図	工事名称	図面名	縮尺(用紙)	図面番号
	○	○	○	○○マンション ○号室 防音工事	展開図・建具表	(A3)	3/5			



(1)-4: 図面 (サッシ詳細図1)

株式会社 〇〇工務店 (会社名)	承認	検査	作図	工事名称 〇〇マンション 〇〇号室 防音工事	図面名 サッシ詳細図 (AW-1)	縮尺 (用紙) (A3)	図面番号 4/5
	○	○	○				



・建具表及び見積書に示される各部材について、
引き出し線により図面上に明示してください。
(W・Hによる計算式等と整合)

・本要領では判読のため赤線としていますが、
申請資料は黒線の図面をお願いします。

株式会社 〇〇工務店 (会社名)	承認	検査	作図	工事名称	図面名	縮尺(用紙)	図面番号
	○	○	○	〇〇マンション 〇〇号室 防音工事	サッシ詳細図(AW-2)	(A3)	5/5

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

御見積書

○工事件名：〇〇様 邸 防音工事

○工事場所：〇〇区〇〇町x-xx-x 〇〇マンション〇号室

○工事内容：別紙内訳書の通り

・見積書作成者(工事業者等)の社判を
押印してください。

株式会社 〇〇工務店

代表取締役 〇〇 〇〇

住所：東京都〇〇区〇〇町xx-xx-xx

印

(2)-1:見積書(表紙)

防音工事内訳明細書

工事種別	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
【 仮設工事 】						
<input type="checkbox"/> 墨出し	個別改修	5.51	㎡	xxx	xxx	
<input type="checkbox"/> 内部足場	脚立足場	5.51	㎡	xxx	xxx	
<input type="checkbox"/> 養生整理清掃後片付	個別改修	5.51	㎡	xxx	xxx	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	</

防音工事内訳明細書

15

工事種別	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
【 建具工事 】						
□防音サッシ(AW-1)	〇〇社 〇〇型 二枚建引違防音サッシ(AW-1) [W 1,600 × H 1,720]	2	基	xxx,xxx	xxx,xxx	見積金
□網戸(AW-1)	同上(付属部品)	2	基	x,xxx	xx,xxx	見積金
□防音サッシ(AW-2)	〇〇社 〇〇型 二枚建引違防音サッシ(AW-2) [W 1,510 × H 830]	1	基	xx,xxx	xxx,xxx	見積金
□網戸(AW-2)	同上(付属部品)	1	基	x,xxx	xx,xxx	見積金
□防音ドア(SD-1)	〇〇社 〇〇型 片開き防音ドア(SD-1) [W 800 × H 1800]	1	基	xxx,xxx	xxx,xxx	見積金
□本締錠前	同上(付属部品)	1	箇所	x,xxx	xxx,xxx	見積金
□ドアクローザー	同上(付属部品)	1	箇所	x,xxx	xxx,xxx	見積金
□引寄せ機構	同上(付属部品) ・製品の型式等を記入してください。 (サッシメーカーによる見積書、製品カタログと整合)	1	箇所	xx,xxx	xxx,xxx	見積金
ステンレス沓摺	120 × 800	1	箇所	xx,xxx	xxx,xxx	-
□アルミ外部四方部材	厚さ t=1.5mm	17.96	m	x,xxx	xxx,xxx	-
□アルミ内部四方部材	厚さ t=1.5mm	17.96	m	x,xxx	xxx,xxx	-
□スチール補強材	-	17.96	m	x,xxx	xxx,xxx	-
□アルミアングル	-	8.54	m	x,xxx	xxx,xxx	-
□スチール内部三方枠	ドア周り	4.4	m	x,xxx	xxx,xxx	-
□スチール曲物下地	ドア周り	5.2	m	x,xxx	xxx,xxx	-
□シーリング		55.74	m	x,xxx	xxx,xxx	-
□ガラスウール充填		22.36	m	x,xxx	xxx,xxx	-
□硝子(ミガキ)	網入磨き硝子 t = 6.8mm	2.74	m ²	x,xxx	xxx,xxx	-
□硝子(型板)	網入型板硝子 t = 6.8mm	3.99	m ²	x,xxx	xxx,xxx	-
□ガラスシーリング	両面(外部+内部)	32.9	m	x,xxx	xxx,xxx	-
□サッシ等運搬取付調整費		1	式	x,xxx	xxx,xxx	-
□既存建具撤去費	サッシ 3箇所、ドア 1箇所	8.19	m ²	x,xxx	xx,xxx	-
□既存建具処分費	サッシ 3箇所、ドア 1箇所	8.19	m ²	x,xxx	xx,xxx	-
□面格子撤去復旧費	AW-2周り	1	箇所	x,xxx	xxx,xxx	-
小計		-		-	xxx,xxx	・・・②

(2)-4: 見積明細書 (建具工事)

御見積書

株式会社〇〇工務店 御中

〇〇年〇〇月〇〇日

下記のとおりお見積致します。
契約に際しては、消費税を別途計上してください。

お見積総額 ¥xxx,xxx 円

株式会社 〇〇〇〇 〇〇営業所
住所：東京都〇〇区〇〇 x-xx-x
電話：03-xxxx-xxxx FAX：03-xxxx-xxxx

- ・工事名 〇〇様邸 防音工事
- ・工事場所 〇〇区〇〇町x-xx-x
〇〇マンション〇号室
- ・見積有効期間
- ・条件
- ・その他

・見積実施会社の社判のついた正式なもの
(原本)をご提出ください。
※コピーの提出は不可となります。

建設省許可
許可番号 xx-xxxx-xxxxxxxxxx
許可年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

照査	営業	積算
○	○	○

名称	寸法		数量	単価(円)	金額(円)	備考
	W	H				
〇〇型2枚引違防音サッシ (AW-1)	1,600	1,720	2	xxx,xxx	xxx,xxx	
網戸 (AW-1)	-	-	2	xx,xxx	xx,xxx	
〇〇型2枚引違防音サッシ (AW-2)	1,510	830	1	xxx,xxx	xxx,xxx	
網戸 (AW-2)	-	-	1	xx,xxx	xx,xxx	
〇〇型片開き防音ドア (SD-1)	800	1,800	1	xxx,xxx	xxx,xxx	
本締錠前 (SD-1)	-	-	1	xxx,xxx	xxx,xxx	
ドアクローザー (SD-1)	-	-	1	xxx,xxx	xxx,xxx	
引寄機構 (SD-1)	-	-	1	xxx,xxx	xxx,xxx	
以上						

(商品カタログ写し)

〇〇〇
〇〇〇
¥xx,xxx
〇〇〇

〇〇〇
〇〇〇
¥xx,xxx
〇〇〇

○防音工事の実施内容により、使用する

防音サッシ・防音ドア、エアコン(換気扇)、エアコン関連機材 等

について 製品カタログの写し(表紙及び該当ページ)

をそれぞれ添付してください。

〇〇〇

〇〇〇

〇〇〇
〇〇〇
¥xx,xxx
〇〇〇

〇〇〇
〇〇〇
¥xx,xxx
〇〇〇

〇〇〇
〇〇〇
¥xx,xxx
〇〇〇

〇〇〇
〇〇〇
¥xx,xxx
〇〇〇

・使用する製品の該当箇所について、
朱線で囲うなどにより明示してください。



< 参考例 >

00-000-000

・下記のいずれかに該当する機関が発行する、試験成績証明書の写しを添付してください。
(※JNLA等の表記の有無は問いません)

- ① 東京都試験機関(A類・B類)登録簿にある機関
- ② JASの登録認証機関
- ③ JNLAの登録試験事業者等の公的な認定・登録を受けた機関

試験結果報告書

名称 防音サッシ**ABC**型 引き違い窓 単板ガラス仕様
遮音性試験

〇〇年〇月〇〇日の試験結果は別紙のとおりである。

・表紙とともに、試験報告書本文の写しを添付してください。
(遮音性能T-2の証明が記載されている頁を含む)

XX年XX月XX日
東京都防音株式会社

印

(表紙作成例)

工事写真帳

(施工前 ・ 施工中 ・ 施工後)

・助成申請時は「施工前」と記入してください。
※(参考)
工事完了届の提出時は、「施工中」「施工後」とそれぞれ記入

申請者氏名

東京 太郎

・申請者名(所有者等)を記入して下さい。

建物所有者氏名

東京 太郎

居住者氏名

東京 太郎 東京 和子 東京 一郎

・居住者名を記入してください。
(複数世帯ある場合は世帯毎に記入)

工事場所

東京都〇〇区〇〇町 X-XX-XX
(〇〇マンション 〇号室)

・工事場所の住居表示を記入してください。
(マンション名・室番号等を記入)

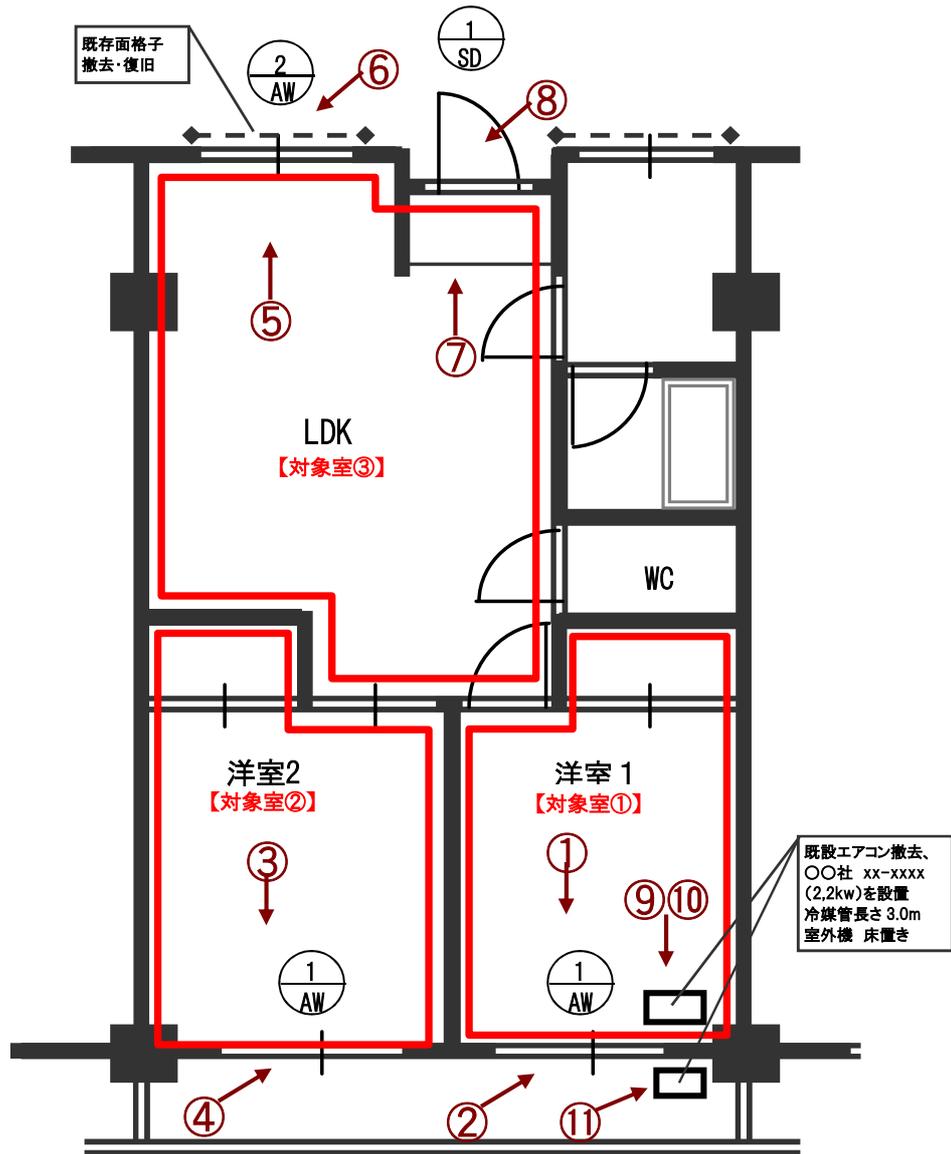
工事施工業者名

(株) 〇〇工務店
住所: 東京都〇〇区〇〇町X-XX-XX
電話: 03-XXXX-XXXX

・施工業者名、住所・電話番号等を記入して下さい。

(作成例)

写真撮影方向図

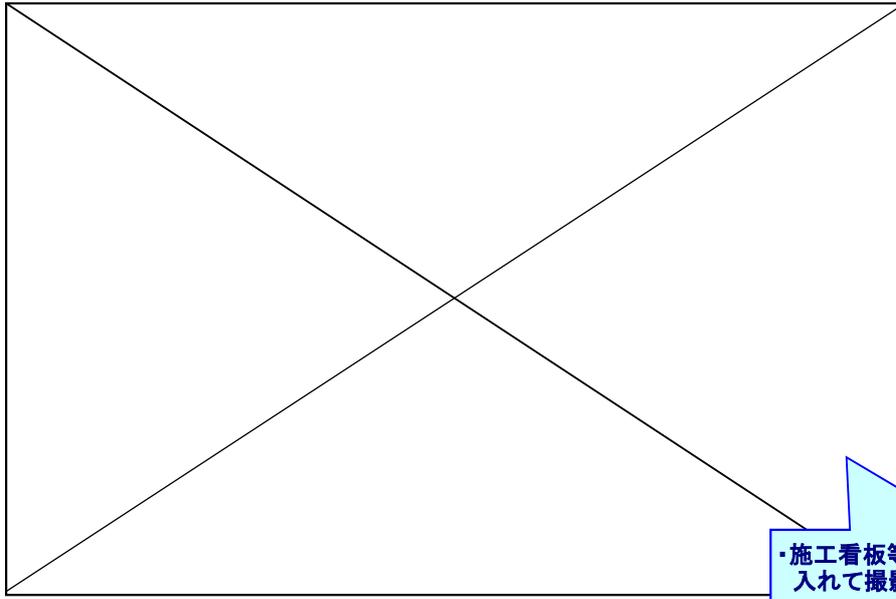


〇〇マンション〇号室

↓
【環状〇号線】



I 現場写真(工事の施工前)



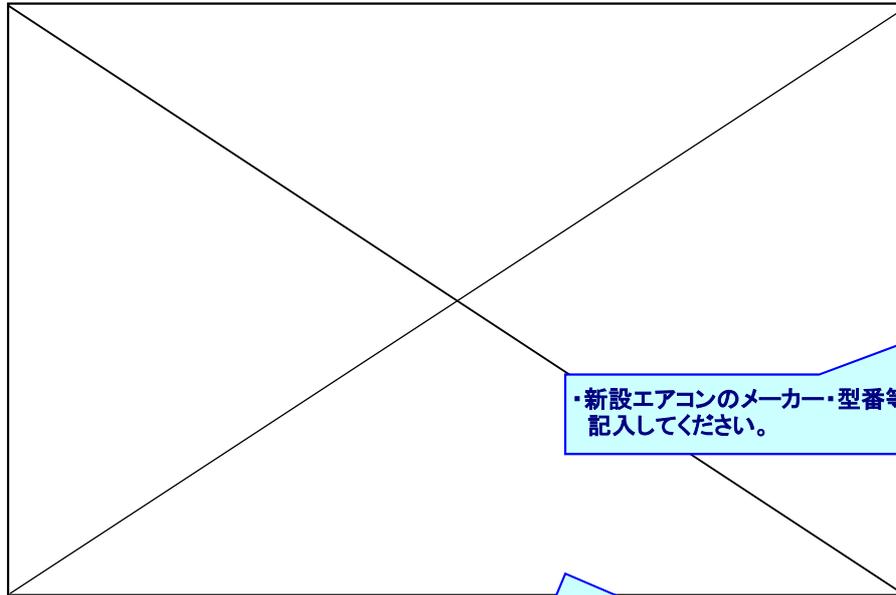
NO. 〇〇

施工前
対象室〇
A面
(AW-〇)

・写真番号、対象室名、面などを記入してください。

・施工看板等に部屋名、方向、状況等を入れて撮影してください。

内壁工事がある場合：対象の壁を全て撮影
内壁工事がない場合：防音サッシの面のみを撮影



NO. 〇〇

施工前
対象室〇
B面
エアコン撤去・新設

新設エアコン
(メーカー・型番)

・新設エアコンのメーカー・型番等を記入してください。

・エアコン・換気扇等の取り付け位置を写真に明示してください。

・エアコン交換工事を含む場合は、既設エアコンの年式(10年以上経過)・型番等の記載箇所を別途接写し、写真を提出してください。
※年式を示す写真が撮れない場合等は、エアコンメーカー等発行による年式証明書(所定の様式なし)が別途必要となります。

防音工事写真 撮影要領リスト

I 施工前（助成申請時に提出）

・助成申請時は、工事施工前の状況写真を写真帳にまとめ、ご提出ください。

種別	撮影要領
1. 外観	対象窓のある面を全て撮影する ※建物が密接して撮影不可能な場合は除く
2. 室内	対象窓のある面を壁面全面が入るように撮影する ※既存窓に網戸、雨戸等がある場合は引き違いにするなど判別できるよう撮影する ※エアコンの撤去新設工事（製造より10年以上経過しているもの）がある場合は、型番・年式シール等を接写する

【以下、参考資料（施工中及び工事完了後の記録写真は、工事完了届とともにご提出をお願いします）】

II 施工中（工事完了時に提出）

（参考）工事完了後は下記要領により、工事完了届とともに施工中及び完了後の写真をご提出ください。
※助成契約前の工事着手はできませんので、ご注意ください。

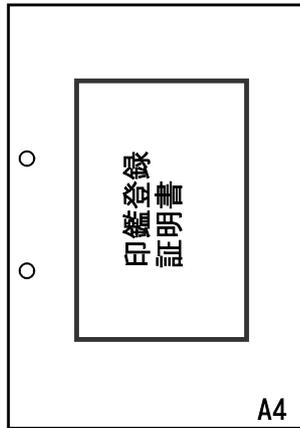
工種	区分	撮影箇所・内容	撮影対象		撮影要領
			全体	細部	
1. 仮設工事	①外部足場(ある場合)	・設置状況	○		
2. 建具工事 (カバー工法)	①既存建具撤去	・施工状況	○		既存建具枠もしくは障子を撤去した時点で壁全面を撮影する
	②グラスウール充填	・施工状況	○		カバー工法の場合、グラスウール充填が完了した時点で壁全面を撮影する
	③下地材	・施工状況	○		カバー工法の場合、下地材(補強材)の取付けが完了した時点で壁全面を撮影する
	④四方部材	・施工状況	○		内部及び外部四方部材の取付けが完了した時点で壁全面を撮影する
	⑤サッシ取付	・施工状況	○		サッシの取り付けが完了した時点で壁全面を撮影する
	⑥サッシ廻りシーリング	・施工状況	○		カバー工法の場合、シーリングが完了した時点で撮影する
3. 空調工事	①既存エアコン撤去	・撤去状況	○		撤去が完了した時点で撤去した機器と壁全面と共に撮影する
	②既存エアコン撤去復旧	・撤去状況 及び復旧状況	○		撤去が完了した時点で撤去した機器と壁全面と共に撮影する 復旧が完了した時点で壁全面を撮影する
	③壁穴明け	・施工状況	○		穴明けが完了した時点で壁全面を撮影する
	④エアコン設置	・設置状況	○	○	設置が完了した時点で壁全面及び型番が分かるように撮影する

III 施工後（工事完了時に提出）

工種	区分	撮影箇所・内容	撮影対象		撮影要領
			全体	細部	
建具工事		・仕上がり状況	○		工事対象の壁全面を撮影する
空調工事		・室内機 及び室外機	○	○	設置箇所の壁全面及び機種型番の接写を撮影する

公共機関による各種証明書類、賃貸借契約書、建設業許可の写しについて

○印鑑登録証明書



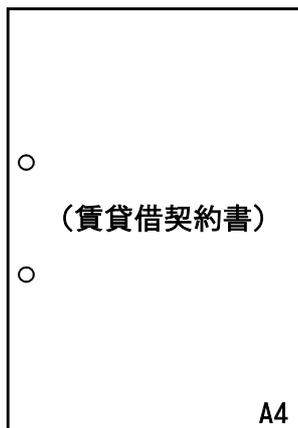
○区窓口発行の印鑑登録証明書をご提出ください。
(発行から3ヶ月以内のもの)

○コピーの提出は不可となります。

※住民票謄本・建物登記簿謄本についても同様です。
(騒音調査時から内容に変更がある場合)

・印鑑証明書がA4サイズよりも小さい場合は、
A4サイズの紙に貼付の上、綴じてご提出ください。

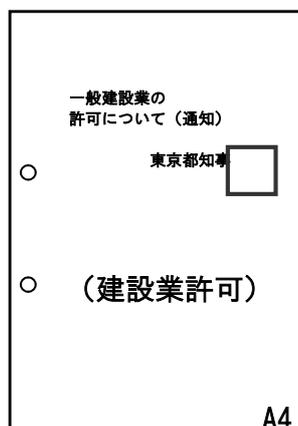
○賃貸借契約書の写し



○所有者と居住者が異なる場合は、
賃貸契約書の写しのご提出をお願いします。

・印影が分かるものを添付してください。
・契約期間等、申請時に有効な契約書の写しをご提出ください。

○建設業許可の写し



○工事施工業者の建設業許可の写し
を添付してください。

・申請時に有効な建設業許可の写しをご提出ください。

委 任 状

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都知事殿

私は、防音工事助成事業に関する下記事項を、代理人に委任する。

・委任者（申請者）

・工事対象建物の地名地番を
ご記入ください（建物登記簿謄本記載）

特定住宅の
所在地番（登記）

東京都〇〇区〇〇町 x丁目xxxx番xxxx号

住 所

東京都〇〇区〇〇町 x丁目xx番xx号
〇〇マンション 〇号室

氏 名

東京 太郎

実印

記

・印鑑登録証明書と同じご実印をお願いします。
・住所等の内容についても整合を取ってください。

委任事項

防音工事助成申請書及び各種届出の事務手続き
（ただし、契約の締結及び助成金の受領は除く。）

・受任者（代理人）

住 所

東京都〇〇区〇〇町 x丁目xx番xx号

氏 名

株式会社(有限会社)〇〇工務店 〇〇 〇〇

東京都防音工事助成標準工事の手引き

1 趣 旨

この手引きは、東京都防音工事助成要綱に基づき助成対象者が行う防音工事に関する実施上の留意点、標準的な仕様を示すことにより、助成対象者、施工業者の利便に供するものとする。

2 適用対象工事等

この工事の対象は、次の改良工事等に適用する。

- (1) 木造建物の壁の改良工事
- (2) 外部に直接面した開口部（窓、出入口）の改良工事
- (3) 空調換気設備工事

なお、建替工事については別途東京都の指示に従うこと。

3 一般的事項

- (1) 助成対象者及び施工業者は、都の防音工事助成制度を十分熟知したうえで設計及び積算を行い、防音建具の種類・構造・空調器具の取付位置等について申請書提出後の変更がないよう十分協議し、工事内容や書類等に不備がないようにすること。
- (2) 工事は、区で定めた「建築物の構造に関する防音上の制限」に関する条例の内容に適合するものであること。
- (3) 助成の申請に関しては、施工業者からの下見積書を併せて提出すること。
- (4) 助成対象外の部分の工事は、助成対象者の負担で行い、助成による工事とは別途の工事契約とし、助成対象の部分の工事と関連する内容以外は図面や見積書に表記しないこと。

4 実施上の留意点

- (1) 木造建物の壁の遮音改良工事は、原則として室内側から行うものとし、外壁は既存建具の撤去工事に伴う補修工事のみとする。
- (2) 使用する防音サッシ、防音ドア等は、以下の機関により所定の基準に適合すると認められたものを採用する。
 - ① 東京都試験機関（A類・B類）登録簿にある機関
 - ② JASの登録認証機関
 - ③ JNLAの登録試験事業者等の公的な認定・登録を受けた機関
- (3) 写真は、工事前（現況）・工事中・工事後（完了）に同一方向から比較できるように撮り、A4写真台紙に貼付して東京都へ提出すること。

5 標準仕様

標準仕様は、次のとおりとする。

- (1) 壁
 - ・ 建築基準法施行令第22条の3に規定する遮音上有効な構造に準ずる。
 - ・ 仕上げについては、既存壁の仕様と同等とする。
- (2) 防音サッシ
 - ・ 日本産業規格A4706に適合するものとする。
 - ・ 遮音性能は、T-2（30等級）以上の性能を有するものとする。
 - ・ ガラス厚さは、5mm以上とする。
- (3) 防音ドア
 - ・ 日本産業規格A4702に適合するものとする。
 - ・ 遮音性能は、T-2（30等級）以上の性能を有するものとする。
- (4) エアコン
 - ・ 冷房能力は、居室面積により、2.2KW～5.6KWを標準とする。
- (5) 換気扇
 - ・ 一般室の換気扇は、熱交換型とし、台所の換気扇は、レンジフードとするか、外部に防音カバーを設置する。
- (6) その他
 - ・ その他の仕様は、「東京都建築工事標準仕様書」等を準用する。

東京都防音工事助成標準工事の手引き

6 標準工法

標準工法は、次のとおりとする。

- (1) 仮設工事 ① 共同住宅等で1工事で複数世帯を施工する場合の外部足場については、共用するものとする。
- (2) 外壁補修工事 ① 対象建物は、木造・軽量鉄骨造・プレハブ造とし、工事範囲は、開口部周囲約15cm幅程度とする。(塗壁・鉄板・板張を含む。)
② 塗装については、在来壁面をカッター切断、撤去後にモルタル補修の上、修修塗を行うものとする。
- (3) 内壁遮音工事 ① 遮音壁の仕様については、騒音値及び外壁仕様に応じて選定する。

遮音壁仕様例

- | | | | | | | |
|--------------------------|---|-------------------|---|------------------|---|-------|
| ・ [グラスウール
32kg. 厚50mm | + | 遮音ボード
厚9mm | + | 各種下地 | + | 各種仕上げ |
| | | | | ・ 石膏ボード12mm | | |
| | | | | ・ ラスボード9mm | | |
| ・ [グラスウール
32kg. 厚50mm | + | 防音ベニヤ
厚5.5mm | + | 各種下地 | + | 各種仕上げ |
| | | | | ・ 石膏ボード9mm, 12mm | | |
| ・ [グラスウール
32kg. 厚50mm | + | 軟質遮音シート
厚1.2mm | + | 各種下地 | + | 各種仕上げ |
| | | | | ・ 石膏ボード9mm, 12mm | | |
| | | | | ・ ラスボード9mm | | |

※ 既存壁が土壁等で、上記仕様によりがたい場合は、この限りではない。

- (4) 建具工事 ① 防音サッシの規格、等級及び施工方法の選定に当っては、騒音値の大きさにより適切な選定をし、遮音効果のある施工をする。
② 既存サッシが防音サッシの場合は、助成対象としない。
③ 既存が二重サッシでない場合でも、構造的に二重サッシとすることが可能な場合、既存サッシを残して防音サッシを設置することができる(二重工法)。
④ 既存サッシと併用の二重工法の場合は、原則として防音サッシを外側に設置する。
⑤ 既存のインナーサッシ・障子がある場合、防音サッシと枠が一体になっている等で存置できない場合のみインナーサッシ及び障子も助成対象とする。
⑥ 非木造建物の場合は、原則としてカバー工法とする。
⑦ サッシ廻りの空隙部(カバー工法等)は、グラスウールを充填する。
⑧ 防音サッシの硝子押さえは、シーリングまたはビートとする。
⑨ 網戸、雨戸については、既存に設置されている場合のみ助成対象とする。雨戸については、防音型とする。
⑩ 防音ドアについては、3点締まりを基本とする。
⑪ 既存の面格子及び手すりが木製または鉄製で腐食している場合において、一時撤去後再取付けが不可能であると判断される場合は、新規のアルミ面格子及び手すりに取り替えることが出来るものとする。

東京都防音工事助成標準工事の手引き

- (5) 空調設備工事
- ① 既存がウィンドクーラー型の場合、撤去の上、セパレート型に取り替えることができるものとする。
 - ② セパレート型で製造後10年を経過したものについては、新規の型に取り替えることができる。
 - ③ 製造後10年未満の既存のエアコンがある場合で、内壁工事の施工にあたり、一時撤去・復旧が必要となる場合は、撤去・復旧を助成対象とする。ただし、取り外し後、再使用しない場合は、撤去のみ助成対象とする。なお、これらの場合、撤去復旧は助成限度数に含まない。
 - ④ 処分費は助成対象としない。
 - ⑤ 冷媒管の外壁貫通部分は、雨水が浸入しないよう十分なコーキングを行う。
 - ⑥ RC造等で梁及び壁に貫通できない場合は、開口部の端部に嵌め殺し部を設け貫通させる。
(貫通部分は雨水の浸入を防止するとともに、遮音上効果のある処理を施す。)
- (6) 換気設備工事
- ① 助成対象は、防音型換気扇、レンジフードファン、防音カバーとする。
 - ② 製造後10年経過したものについては、撤去のうえ、新規の型に取り替えることができる。
 - ③ 製造後10年未満の既存の換気扇がある場合で、内壁工事の施工にあたり、一時撤去・復旧が必要となる場合は、撤去・復旧を助成対象とする。
 - ④ 処分費は助成対象としない。
 - ⑤ 外壁貫通部分は、雨水が浸入しないように十分なコーキングを行う。
- (7) 電気工事
- ① 容量増、回路等の増設に伴い、安全ブレーカーの設置箇所が不足する場合は、新規分電盤に取り替えることができる。
 - ② 原則として、Fケーブル電線の露出配線は行わない。施工上やむを得ない場合は、必ずモールで被覆する。

東京都防音工事助成工事積算の手引き

1 目的

この手引きは、東京都防音工事助成要領に基づき助成対象者が行う防音工事に関する積算方法を示すことにより、助成対象者及び施工業者の利便に供することを目的とする。

2 適用範囲

この手引きは、以下の改良工事等に適用する。

- (1) 木造建物の壁の改良工事
- (2) 外部に直接面した開口部（窓、出入口）の改良工事
- (3) 空調換気設備工事

3 積算方法

- (1) 仮設工事
 - ① 墨出し面積
 - イ 木造の場合は、改修対象壁の水平長さ×1mとする。
 - ロ 非木造の場合は、開口部の水平長さ×1mとする。
 - ② 内部足場
同上
 - ③ 外部足場
開口部上辺までの実架面積とする。
(立面図に記入)
 - ④ 災害防止
同上
 - ⑤ 養生整理清掃片付け
①と同様
- (2) 外壁工事
[木造]
 - ① 外壁補修工事範囲は、開口部周囲約15cm幅程度とする。
 - ② 廃材処分面積は、撤去壁面積とする。
- (3) 内壁工事
[木造]
 - ① 対象室の外壁に面する壁は、既存内壁を撤去し遮音壁とする。その他の壁は、色合わせ壁とする。合板張りやクロス張りなどの張り物仕上げ壁は、仕上げ材料と張り手間を別々に積算する。
 - ② 廻り縁、幅木、枠材は、それぞれの延長とする。
 - ③ 廃材処分面積は、撤去壁面積（遮音壁部）及び色合せ壁のクロス等仕上げ材面積とする。
- (4) 建具工事
 - ① ガラス、網戸、雨戸の価格は、サッシ本体価格と別途に計上する。
 - ② サッシ本体面積は、内法寸法により算出する。
 - ③ カバー工法のアルミ曲物材は、スチール補強材・外部カバー・内部カバー別の延長を算出する。
 - ④ 玄関ドアの付属金物は、グレモンハンドル・シリンダー錠・ドアクローザ・ドアスコープ及びドアチェーンとする。
 - ⑤ 建具取付用木材については、材種・断面寸法別の延長とする。
 - ⑥ ガラス面積は、サッシ内法寸法により算出する。
(クリーニングは、ガラス材料費に含める)
 - ⑦ ガラスシーリングは、ガラス周長とする。
(内・外ともシーリングを行うが、数量は片面分の周長とする)
 - ⑧ 既存建具の撤去処分面積については、枠共撤去時は延べサッシ面積とし、枠残し時は障子のみ対象とする。
 - ⑨ 幅木等の細幅物塗装面積算出は、見付面積×1.2以内とする。
 - ⑩ 建具取付調整費及び運搬費は、建具本体価格と別途に計上する。

東京都防音工事助成工事積算の手引き

- (5) 空調設備工事
- ① 空調器具は、規格ごとに台数を算出し、各々の本体見積額を乗じて積算する。
 - ② 取付調整費は、一台当たり価格に台数を乗じて積算する。
 - ③ 付属品は、規格品を使用する。
 - ④ 空調器具及び付属品は、カタログ価格の写しを添付する。
 - ⑤ 穴明補修費（コンクリート造）は、箇所当たりの単価に、箇所数を乗じて算出する。
- (6) 換気設備工事
- ① 換気扇（防音型）本体は、規格ごとに台数を算出し、各々の本体見積額を乗じて積算する。
 - ② 取付調整費は、一台当たり価格に台数を乗じて積算する。
 - ③ 換気扇及び付属品は、カタログ価格を添付する。
 - ④ 穴空け補修費（コンクリート造）は、箇所当たりの単価に、箇所数を乗じて積算する。
 - ⑤ レンジフードは、規格ごとに台数を算出し、各々の本体見積額を乗じて積算する。
 - ⑥ アタッチメント及び吸排ボックス等を必要とする場合は、規格品の単価に個数を乗じて積算する。
- (7) 電気工事
- ① 室内配線は、種類別に延長を算出し積算する。
 - ② 空調器具用配線は、一台ごとに積算する。
 - ③ 換気用配線は、一台ごとに積算する。
 - ④ 電線モール類は、種類別に長さを算出し、各々の単価を乗じて積算する。
 - ⑤ コンセント等は、必要個数に単価を乗じて積算する。

4 積算上の留意点

- (1) 積算は、設計図書に基づき、工事の種類、内容、範囲等を十分理解して行う。
- (2) 積算は慎重に行い、特に単位及び位取りに注意し、数量、金額については、別の担当者が再チェックする等、間違いが無いよう十分注意する。

5 工事費の構成

- (1) 工事費の構成は、次のとおりとする。
直接工事費 + 諸経費 + 消費税相当額 = 工事金額
- (2) 直接工事費とは、直接仮設工事を含む工事目的物を完成させるために直接必要となる費用をいう。
- (3) 諸経費とは、施工業者の現場経費及び一般管理費等をいう。
- (4) 消費税相当額とは、消費税法に基づき工事価格に対して課せられることになる消費税額をいう。

6 数量

数量とは、原則として設計数量（設計寸法に基づく計算数量）をいう。

- (1) 計測の単位は、小数点第3位以下を切り捨てとする。
例： 10.857 → 10.85
- (2) 見積書及び内訳書に記載する数量は、小数点以下第2位までとし、3位以下は切り捨てる。
例： 1.82 × 0.91 = 1.6562 → 1.65（記入数量）

7 単価

- (1) 単価は、建設物価、積算資料等の定期刊行物を参考に工事の内容、施工条件等を勘案して、適正に定める。
- (2) 材料単価は、資材及び機材の価格であり、原則として現場持込み価格とする。
- (3) 見積による場合は、見積書を添付して適正に定める。
- (4) 単価の端数処理は、1万円以上は100円未満切捨て、100円以上1万円未満は10円未満切捨て、100円未満は1円未満を切捨てる。

図面作成は、以下の要領で行ってください。

1 必要図面・縮尺

- 平面図……縮尺 1/100
- 展開図……縮尺 1/50～1/100
- 建具表……縮尺 1/50
- 断面詳細図……縮尺 1/10又は1/20

※必ずしも各図面で用紙1枚ずつでなくても構いません。用紙1枚に収まる範囲で何種類かの図面をまとめても結構です。

2 図面サイズ

- ・ 図面はA2～A4サイズで作成してください。
- ・ A4サイズより大きい場合は、A4サイズに折り畳んでください。

3 各図面作成要領

(1) 平面図

- ・ 騒音調査の結果通知図面を参考に助成対象室を朱色で囲み、対象室を「対象室①」、「対象室②」等と表示してください。
- ・ 工事の対象となる開口部に建具番号（ 等）を表示してください。
- ・ 展開方向のキープラン（A面～D面）を表示してください。
- ・ エアコン及び換気扇の設置位置、型式及びそれに伴う電気配線、配管を表示してください。
- ・ その他関連工事（網戸、雨戸、手摺り、カーテンレール等）がある場合は、それを表示してください。

(2) 展開図

<木造等 防音壁工事のある場合>

- ・ 原則として、対象室のすべての面について、「防音壁」と「色合わせ壁」とを区別して表示してください。
- ・ 展開面ごとに「防音壁」「色合わせ壁」の面積を計算し全体の集計表を作成して図面上に表示してください。
- ・ エアコン及び換気扇の設置位置、型式及びそれに伴う電気配線、配管を明示してください。
- ・ 開口部に建具番号を表示してください。
- ・ 「防音壁」「色合わせ壁」の材料仕様（解体撤去、遮音シート、下地材、仕上げ材等）を明示し、材料仕様ごとの数量集計表を作成して図面上に表示してください。
- ・ 仮設工事の数量計算表を表示してください。

<非木造等 防音壁工事のない場合>

- ・ 原則として開口部のある面及びエアコン、換気扇の設置面のみ作成し、エアコン及び換気扇の設置位置、型式及びそれに伴う電気配線、配管ならびに開口部に建具番号を表示してください。
- ・ 仮設工事の数量計算表を表示してください。

(仮設工事の積算)

- ・ 壁等の垂直部分の改修面積は、改修する部分の水平長さ1mにつき1㎡（壁の片側の改修）として算定してください。
- ・ ただし、他の部位（天井等）の改修床面積と重複する面積部分は除外してください。

(3) 建具表

- ・ 表示事項の主なものとしては、以下のとおりです。
建具番号、形状、寸法、面積、型番、仕上げ、ガラス、網戸有無 他
- ・ 建具工事に付随する各種工事（ガラス、コーキング、既存建具撤去、額縁、補強枠等）の数量の拾い出し表を作成し表示してください。

(4) 断面詳細図

- ・ 原則として建具ごとに平面方向と断面方向の2種類を作成してください。
（同仕様の場合はまとめても結構です。）
- ・ 以下の施工箇所を引き出し線で表示してください。
外壁工事の仕様…下地材、モルタル刷毛引き、リシン吹付け 等
内壁工事の仕様…胴縁補修、グラスウール、遮音シート、下地材、仕上げ材、天井廻り縁 等
建具工事の仕様…コーキング、額縁、アルミ曲材、グラスウール充填 等

(5) 立面図（外部仮設工事を行う場合等）

- ・ 単管足場等が必要な場合は、工事対象となる開口部を朱色で囲み、点線でその見附を表示し、面積計算表を作成して図面上に表示してください。

防音工事助成の手順

防音工事助成の流れは、次のとおりです。

手 順	内 容	必 要 書 類 (※印は建替え工事のみ必要)
騒音調査の申込	助成を受けようとする方は、特別区を通じて東京都へ騒音調査を申し込んでいただきます。	騒音調査申込書 (承諾書) 住民票・建物登記簿謄本 その他必要な添付書類
騒音調査の実施 と結果の通知	東京都が騒音値等を調査し、結果をお知らせいたします。 (調査日は事前にお知らせいたします。) ※下線部分は都が委託した業者が行います。 調査時は部屋に入り、写真の撮影等を行います。	
助成の申請	助成対象として通知を受けた方は、関係書類を作成し、特別区を通じて東京都へ助成の申請をしていただきます。	防音工事助成申請書 見積書・函面・ <u>住民票</u> * 印鑑証明書・ <u>建物登記簿謄本</u> * 建設業許可証(写) 委任状(申請者以外の方が手続きを行う場合に添付してください)
申請内容の審査	東京都が工事の内容、費用などについて審査します。	※建築確認申請書(写) その他必要な添付書類
助成契約の締結	東京都と助成を受けようとする方とで防音工事助成契約を結びます。 (契約書は東京都が作成します。)	契約書
工事の実施	契約締結ののち、速やかに工事に着手していただきます。	※工事着手届 ※工程表・写真 ※工事報告届
工事完了届 の提出	工事が完了したときは、速やかに工事完了届を東京都へ提出していただきます。	工事完了届 写真(工事中および完成後のもの) ※検査済証(写)
工事完了の確認	完了届の提出後、東京都は契約内容と工事が適合しているかなどについて確認します。	
助成金の請求	上記の確認後、請求書等を東京都へ提出していただき、そののち指定の口座へ助成金を振り込むこととなります。	請求書等
助成金の支払		

 = この枠内は助成を受けようとする方にお問い合わせの部分です。

注 住民票等の書類は、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

*防音工事助成申請書の添付書類である「住民票」・「建物登記簿謄本」は、騒音調査申込時から変更がない場合、添付を省略できます。変更がある場合は、申請前に都の担当者にご相談下さい。

防音工事助成申請書 資料作成の手引き

平成25年12月 作成

令和元年8月 改訂

【担 当】 東京都建設局 道路管理部管理課 沿道整備担当
東京都庁 第二本庁舎7階 南側 [東京都新宿区西新宿2-8-1]

【問合先】 03-5320-5279 (直通)